



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第52号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則 (23) (障害福祉課) 4

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則 (24) (産業開発課) 7

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則 (25) (水産課) 13

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を規則で定めることとされることに伴い、当該額を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨

この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、皆成学園及び総合療育センターにおける食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるものとする。

(2) 規則で定めることとされている皆成学園に係る使用料の額を定める。

【主な使用料】

施 設 の 利 用			1 単位当たり の使用料の額
項 目		単 位	
ア 食事の提供	(ア) 生活保護受給者等による短期入所の利用の場合	朝食 1 食	230円
		昼食 1 食	300円
		夕食 1 食	370円
	(イ) (ア)の利用以外の短期入所の利用の場合	朝食 1 食	400円
		昼食 1 食	530円
		夕食 1 食	650円
イ 光熱水費	宿泊を伴う短期入所の利用の場合	1 日	320円
ウ おやつ	短期入所の利用の場合	1 食	140円

(3) 規則で定めることとされている総合療育センターに係る使用料の額を定める。

予防接種及び虫歯予防フッ素塗布の使用料

【主な使用料】

項 目		1 回当たりの使用料の額
ア 予防接種	インフルエンザ	1,540円
イ 虫歯予防フッ素塗布		1,210円

以外の使用料

【主な使用料】

施 設 の 利 用			1 単位当たり の使用料の額
項 目		単 位	
ア 食事の提供	(ア) 生活保護受給者等による短期入所の利用の場合	朝食 1 食	230円
		昼食 1 食	300円
		夕食 1 食	370円
	(イ) (ア)の利用以外の利用の場合	朝食 1 食	400円
		昼食 1 食	530円
		夕食 1 食	650円
イ 光熱水費	宿泊を伴う短期入所の利用の場合	1 日	320円
ウ おやつ		1 食	140円
エ 薬剤容器	投薬瓶	30ミリリットル	20円
		100ミリリットル	30円
		200ミリリットル	50円
オ おむつ	大人用	小サイズ 1 枚	120円
		中サイズ 1 枚	140円
カ 衛生器具	吸引カテーテル	8 フレンチサイズ	40円
		10フレンチサイズ	40円
キ 歯ブラシ		1 本	180円
ク クリーニング	子供用衣類	色物 1 枚	50円
		色物以外のもの 1 枚	20円

(4) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（以下「条例」という。）の設定に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 勤務発明の認定等	職員が勤務発明をしたときの任命権者への届出の方法（所属長を経由して任命権者へ提出）に関し必要な事項を定める。
(3) 出願済特許の届出	職員が特許出願をしたときの任命権者への届出の方法（所属長を経由して任命権者へ提出）に関し必要な事項を定める。
(4) 特許を受ける権利等の譲渡	職員が特許を受ける権利等を県に譲渡する方法（所属長を経由して任命権者へ譲渡証書を提出）に関し必要な事項を定める。
(5) 補償金の額	県が職務発明をした職員に支払う補償金の額を、次のとおり定める。

	<p>ア 特許の出願が受理されたとき。 権利1件につき3,000円</p> <p>イ 特許を受ける権利を承継した当該特許を受けたとき。 権利1件につき7,000円</p> <p>ウ 特許権を承継したとき。 権利1件につき10,000円</p> <p>職務発明に係る特許権の運用等により県が収入を受けたときに当該職員に支払う補償金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額×1/2の額とする。</p> <p>の補償金は、同項の職員に対し、前項の計算に係る期間の翌年の5月31日までに支払うものとする。</p>
(6) 出願費用の支払	職務発明をした職員が既に出願費用を支出している場合の出願費用の請求の方法(所属長を経由して任命権者へ請求)に関し必要な事項を定める。
(7) 不服の申出	勤務発明に係る認定等に対する不服の申出の方法(所属長を経由して任命権者へ不服申出書を提出)に関し必要な事項を定める。
(8) 特許権に係る実施の割合	特許に係る実施料率を定める基礎となる実施の割合(当該特許権の実施に係る製品において活用される割合)に関し必要な事項を定める。
(9) 秘密保持の期間	職務発明をした職員等が秘密を保持しなければならない期間は、勤務発明をした旨の届出を行ったときから特許出願が受理されるまでの間とする。
(10) 契約書の記載事項	県が県以外の者と共同研究開発等に係る契約を締結する場合に、契約書に記載すべき事項を定める。
(11) 鳥取県知的財産マネジメント委員会の設置	<p>県が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うため、鳥取県知的財産マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>委員会は、次に掲げる事項に関し必要な検討を行う。</p> <p>ア 県による知的財産権の取得に関すること。</p> <p>イ 県が保有する知的財産権の活用等に関すること。</p> <p>ウ 県の知的財産施策に関すること。</p> <p>その他委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定める。</p>
(12) その他	この規則において使用する用語の意義等必要な事項を定める。
(13) 施行期日等	<p>施行期日は、平成18年4月1日とする。</p> <p>職員の職務発明等に関する規則は、廃止する。</p> <p>に伴う経過措置を講じる。</p> <p>この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p>

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例(以下「条例」という。)の設定に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 検査の依頼	鳥取県栽培漁業センターに対して魚類に係る疾病の検査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、検査依頼書に必要な検査物件を添えて鳥取県栽培漁業センター所長(以下「所長」という。)に提出し、その承諾を受け

	<p>なければならない。</p> <p>において、検査物件が輸出を目的としたものであり、かつ、検査物件に係る検査証明書の様式が輸出先国により指定されているときは、依頼者は、当該輸出先国が指定する検査証明書及びその日本語訳を添付して の提出書類等を所長に提出しなければならない。</p>
(3) 検査物件	<p>依頼者は、(2)により検査物件を提出するときは、検査物件を収容した容器等に依頼者の住所及び氏名を明示するものとする。</p> <p>検査物件は、特に必要があると所長が認める場合を除くほか、これを返還しないものとする。</p> <p>所長は、依頼を受けた検査の実施のため必要があるときは、依頼者に対し、検査物件の追加を求めることができる。</p> <p>依頼者は、国が指定する団体が作成した検査結果書の提出をもって(2)による検査物件の提出に代えることができる。</p>
(4) 検査の承諾等の取消し	<p>所長は、依頼者が(3) による検査物件の追加の要求に応じないときその他必要があると認めるときは、(2) の検査の承諾を取り消すことができる。</p>
(5) 検査証明書の交付	<p>所長は、依頼を受けた検査を終了したときは、検査証明書を依頼者に交付するものとする。</p> <p>所長は、検査物件が輸出を目的としたものであり、かつ、検査物件に係る検査証明書の様式が輸出先国により指定されているときは、 にかかわらず、当該輸出先国により指定されている様式により検査結果の証明を行うものとする。</p>
(6) 手数料の減免	<p>手数料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>ア 学校が、教育の目的のために検査を依頼するとき。</p> <p>イ 国又は地方公共団体が、その所有する魚類の移動又は放流による地域振興の目的のために検査を依頼するとき。</p> <p>ウ ア及びイのほか、知事が特に必要があると認めるとき。</p> <p>手数料の減免を受けようとする者は、検査依頼書の提出の際に、栽培漁業センター手数料減免申請書を所長に提出しなければならない。</p>
(7) 手数料の還付	<p>手数料の還付は、次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>ア 手数料を納付した者が、その責めに帰することができない事由により検査の承諾を取り消されたとき。</p> <p>イ アのほか、知事が特に必要があると認めるとき。</p> <p>手数料の還付を受けようとする者は、栽培漁業センター手数料還付申請書を所長に提出しなければならない。</p>
(8) 施行期日	<p>施行期日は、平成18年4月1日とする。</p>

規 則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第7条第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定に基づき、鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるものとする。

(鳥取県立皆成学園に係る使用料の額)

第2条 条例第7条第2項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(鳥取県立総合療育センターに係る使用料の額)

第3条 条例第8条第3項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第8条第4項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施 設 の 利 用		1 単 位 当 たり の 使 用 料 の 額	
項 目	単 位		
1 食事の提供	(1) 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第 1項第1号の障害者等（以下「生活保護受給者等」と いう。）による条例第7条第1項の短期入所（以下 「短期入所」という。）の利用の場合	朝食1食	230円
		昼食1食	300円
		夕食1食	370円
	(2) (1)の利用以外の短期入所の利用の場合	朝食1食	400円
		昼食1食	530円
		夕食1食	650円
2 光熱水費	宿泊を伴う短期入所の利用の場合	1日	320円
3 おやつ	短期入所の利用の場合	1食	140円

別表第2（第3条関係）

項 目	1 回 当 たり の 使 用 料 の 額	
1 予防接種	(1) インフルエンザ	1,540円
	(2) 二種混合	2,560円
	(3) 三種混合	1,930円
	(4) おたふく風邪	3,300円
	(5) 水痘	5,500円
2 虫歯予防フッ素塗布	1,210円	

別表第3 (第3条関係)

施 設 の 利 用			1 単位当たり
項 目		単 位	の使用料の額
1 食事の提供	(1) 生活保護受給者等による短期入所の利用の場合	朝食1食	230円
		昼食1食	300円
		夕食1食	370円
	(2) (1)の利用以外の利用の場合	朝食1食	400円
		昼食1食	530円
		夕食1食	650円
2 光熱水費	宿泊を伴う短期入所の利用の場合	1日	320円
3 おやつ		1食	140円
4 薬剤容器	(1) 投薬瓶	30ミリリットル	20円
		100ミリリットル	30円
		200ミリリットル	50円
	(2) 軟膏容器	20グラム	30円
		30グラム	30円
		50グラム	40円
(3) 点鼻噴霧器	1セット	30円	
5 おむつ	(1) 大人用	小サイズ1枚	120円
		中サイズ1枚	140円
	(2) 子供用	大サイズ1枚	40円
		特大サイズ1枚	60円
	(3) 尿とりパット	男性用1枚	20円
		女性用1枚	20円
男女兼用1枚		30円	
6 衛生器具	(1) 吸引カテーテル	8フレンチサイズ	40円
		10フレンチサイズ	40円
	(2) 多用途チューブ	6フレンチサイズ	150円
		8フレンチサイズ	160円
	(3) 栄養カテーテル	6フレンチサイズ	150円
		8フレンチサイズ	150円
	(4) カテーテルチップ	20ミリリットル	80円
	(5) 注射器	1ミリリットル	20円
		2.5ミリリットル	10円
		5ミリリットル	10円
		10ミリリットル	20円
		20ミリリットル	20円
	(6) 栄養セット	50ミリリットル	60円
	(6) 栄養セット	1組	140円
(7) 輸液セット	1組	110円	
(8) 経腸栄養セット	1組	1,650円	
(9) 栄養ボトル	600ミリリットル	360円	
(10) 注入器	10ミリリットル	100円	

	(11) ネラトンカテートル	8 フレンチサイズ	1,740円	
7	歯ブラシ	1 本	180円	
8	クリーニング	(1) 子供用衣類	色物 1 枚 色物以外のもの 1 枚	50円 20円
		(2) タオル	1 枚	20円
	(3) パスタオル	1 枚	40円	
	(4) 靴下	1 組	10円	

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(勤務発明の認定等)

第3条 条例第14条第1項の規定による任命権者への届出は、勤務発明届出書（様式第1号）を当該職員の所属長を経由して任命権者へ提出することにより行うものとする。

2 前項の所属長は、同項の勤務発明届出書の提出があったときは、当該届出書に次の事項を記載した意見書を添えて、任命権者に提出するものとする。

(1) 当該勤務発明が職務発明であるかどうかについての意見

(2) 前号において当該勤務発明が職務発明であると判断したときにあつては、当該発明について条例第13条の特許を受ける権利等（以下「特許を受ける権利等」という。）を県が承継すべきであるかどうかについての意見

3 条例第14条第3項の規定による通知は、次の事項を記載した文書を当該職員に交付することにより行うものとする。

(1) 当該勤務発明の名称

(2) 当該勤務発明の職務発明としての認定についての判断

(3) 当該勤務発明に係る特許を受ける権利等の県による承継についての判断

(出願済特許の届出)

第4条 条例第15条第2項の規定による任命権者への届出は、勤務発明特許出願届出書（様式第2号）を当該職員の所属長を経由して任命権者へ提出することにより行うものとする。

(特許を受ける権利等の譲渡)

第5条 職員は、条例第17条第1項の規定により、特許を受ける権利等を県に譲渡するときは、譲渡証書（様式第3号）を当該職員の所属長を経由して任命権者に提出するものとする。

(補償金の額)

第6条 条例第18条第1項の規定で定める額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該特許の出願が受理されたとき。 権利1件につき3,000円
- (2) 職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該特許を受けたとき。 権利1件につき7,000円
- (3) 職務発明に係る特許権を承継したとき。 権利1件につき10,000円

2 条例第18条第2項の規則で定める額は、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額に2分の1を乗じて得られる額とする。

3 条例第18条第2項の補償金は、同項の職員に対し、前項の計算に係る期間の翌年の5月31日までに支払うものとする。

(出願費用の支払)

第7条 条例第20条第1項の規定による出願費用の請求は、支出済特許出願費用請求書(様式第4号)を当該職員の所属長を経由して任命権者に提出することにより行うものとする。

(不服の申出)

第8条 条例第21条第1項の不服の申出は、不服申出書(様式第5号)を当該職員の所属長を経由して任命権者に提出することにより行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による通知は、次の事項を記載した文書を当該職員に交付することにより行うものとする。

- (1) 当該勤務発明の名称
- (2) 当該不服申出の内容
- (3) 当該不服申出に対する検討結果及びその理由

(特許権に係る実施の割合)

第9条 条例第22条第3項に規定する特許権に係る実施の割合は、当該特許権の実施(条例第22条第1項の実施をいう。)に係る製品(条例第22条第2項の製品をいう。以下同じ。)において活用される割合のことをいい、その割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該特許権が当該製品の全部であるとき。 当該製品の価格に対して100パーセント
- (2) 前号に該当しない場合であって、当該製品全体が総意的であり、かつ、全体として当該特許権に係る装置又は物としての特許価値が認められるとき。 当該製品の価格に対して100パーセント
- (3) 前2号のいずれにも該当しない場合であって、当該特許に係る方法又は方式の応用部分(以下「応用部分」という。)のみの価格を基礎として算定することが適当であると認められるとき。 当該応用部分の価格に対して100パーセント
- (4) 第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合であって、当該製品全体の価格に占める応用部分の寄与の程度を基礎として算定することが適当であると認められるとき。 当該製品の価格に対して当該特許に係る応用部分の当該製品全体に占める割合

(秘密保持の期間)

第10条 条例第23条に規定する規則で定める期間は、条例第14条第1項の規定に基づく届出を行ったときから特許出願が受理されるまでの間とする。

(契約書の記載事項)

第11条 条例第24条第1項に規定する契約を締結する場合には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を契約書に記載するものとする。

- (1) 条例第24条第1項の県以外の者と共同して研究開発を行う場合
 - ア 共同して研究開発を行う目的
 - イ 研究開発への参加機関及びその分担
 - ウ 必要経費の分担
 - エ 研究開発期間

オ 知的財産権の帰属

カ 秘密保持の内容及び期間

キ その他当該契約内容を履行するために必要と認められる事項

(2) 条例第24条第1項の県以外の者に委託して研究開発を行う場合

ア 委託して研究開発を行う目的及び内容

イ 知的財産権の帰属

ウ 秘密保持の内容及び期間

エ その他当該契約内容を履行するために必要と認められる事項

(実用新案等に関する準用)

第12条 第2条から前条までの規定は、職員がその勤務に関連して行った考案、意匠及び職務育成品種について準用する。この場合において、考案及び意匠について、第6条第1項第1号中「3,000円」とあるのは「1,500円」と、同項第2号中「7,000円」とあるのは「3,500円」と、同項第3号中「10,000円」とあるのは「5,000円」と読み替えるものとする。

(委員会の設置)

第13条 県が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うため、鳥取県知的財産マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し必要な検討を行う。

(1) 県による知的財産権の取得に関すること。

(2) 県が保有する知的財産権の活用等に関すること。

(3) 県の知的財産施策に関すること。

(委員会の組織)

第14条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、知的財産に関し知識を有すると認められる者のうちから商工労働部長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、商工労働部長の職にある者をもってこれに充てる。

7 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

(委員会の会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事案の当事者その他の関係者及び学識経験者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(雑則)

第16条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(職員の職務発明等に関する規則の廃止)

2 職員の職務発明等に関する規則（昭和52年鳥取県規則第40号）は、廃止する。

(職員の職務発明等に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の職員の職務発明等に関する規則の規定によりされた手続その他の行為（条例附則第2項又は第3項の規定により条例の規定が適用される職務発明等に係るものに限る。）は、条例及びこの規

則の相当する規定によりされた手続その他の行為とみなす。

(この規則の失効)

- 4 この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

様式第1号(第3条関係)

勤務発明届出書

職 氏 名 様

勤務発明をしたので、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 所属名

職氏名



勤務発明の名称			
勤務発明の概要			
共同発明者	住 所		
	氏 名		
	職 業		
持分の表示			
特許を受ける権利等の県による承継についての希望			
備 考			

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

備考

- 1 職員の共同による勤務発明の場合には、連名で届出をすること。
- 2 「勤務発明の名称」欄には、ふりがなを振ること。
- 3 「勤務発明の概要」欄は、勤務発明の内容を簡潔に記載すること。
- 4 「共同発明者」欄は、届出者と職員以外の者との共同による勤務発明である場合に記載すること。
- 5 「持分の表示」欄は、届出者と職員又は職員以外の者との共同による勤務発明である場合に記載すること。

添付書類

- 1 勤務発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
- 2 勤務発明の内容を詳細に記載した書類

様式第2号(第4条関係)

勤務発明特許出願届出書

職 氏 名 様

特許出願をしたので、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 所属名

職氏名



勤務発明の名称		
特許出願年月日		
出願 代理 人	住 所	
	氏 名	
特許出願の理由		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 勤務発明届出書(様式第1号)
- 2 勤務発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
- 3 勤務発明の内容を詳細に記載した書類

様式第3号 (第5条関係)

譲 渡 証 書

年 月 日

次のとおり、特許を受ける権利等を譲受人に譲渡しました。

1 職務発明 の名称		
2 譲受人	住 所	
	氏 名	
3 譲渡人	住 所	
	氏 名	㊟

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

支出済特許出願費用請求書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で職務発明と認定された特許について、鳥取県知的財産の創造等に関する基本
 条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり支出済みの特許出願費用を請求します。

年 月 日

請求者 所属名

職氏名

㊟

1 職務発明の名称		
2 支出済特許出願 費用の額		円
3 支払請求額		円

添付書類

- 1 職務発明に係る特許を受ける権利等の承継の決定に関する通知の写し
- 2 特許出願のために直接要した支出済費用の額を明らかにする領収書その他の書類

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

不 服 申 出 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で通知のあった職務発明に係る決定について不服があるので、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり不服を申し出ます。

年 月 日

届出者 所属名
職氏名



1 職務発明の名称	
2 職務発明に係る決定の内容	
3 不服の内容及び理由	

添付書類

- 1 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例第14条第3項の規定に基づく通知の写し
- 2 不服の内容及び理由を説明する資料

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第25号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例（平成18年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の依頼)

第2条 鳥取県栽培漁業センターに対して魚類に係る疾病の検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、検査依頼書（様式第1号）に必要な検査物件を添えて鳥取県栽培漁業センター所長（以下「所長」という。）に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、検査物件が輸出を目的としたものであり、かつ、検査物件に係る検査証明書の様式が輸出先国により指定されているときは、依頼者は、当該輸出先国が指定する検査証明書及びその日本語訳を添付して前項の提出書類等を所長に提出しなければならない。

(検査物件)

第3条 依頼者は、前条の規定により検査物件を提出するときは、検査物件を収容した容器等に依頼者の住所及び氏名を明示するものとする。

2 検査物件は、特に必要があると所長が認める場合を除くほか、これを返還しないものとする。

3 所長は、依頼を受けた検査の実施のため必要があるときは、依頼者に対し、検査物件の追加を求めることができる。

4 依頼者は、国が指定する団体が作成した検査結果書の提出をもって前条の規定による検査物件の提出に代えることができる。

(検査の承諾等の取消し)

第4条 所長は、依頼者が前条第3項の規定による検査物件の追加の要求に応じないときその他必要があると認めるときは、第2条第1項の検査の承諾を取り消すことができる。

(検査証明書の交付)

第5条 所長は、依頼を受けた検査を終了したときは、次の事項が記載された検査証明書を依頼者に交付するものとする。

(1) 検査項目

(2) 依頼者の住所及び氏名（依頼者が法人である場合にあっては、所在地並びに代表者の住所及び氏名）

(3) 検査の対象となった魚類の種類及び個体数

(4) 診断を行った日時及び場所並びに診断方法

(5) 魚体の病理所見

(6) 検査結果

(7) 検査結果は、検査した魚体が検査に係る病原体に感染している可能性が皆無であることを証明したものではないこと。

(8) 検査結果は、検査に係る魚体以外の個体が病気にかかっていないことの証明にはならないものであること。

2 所長は、検査物件が輸出を目的としたものであり、かつ、検査物件に係る検査証明書の様式が輸出先国により指定されているときは、前項の規定にかかわらず、当該輸出先国により指定されている様式により検査結果の証明を行うものとする。

(手数料の減免)

第6条 条例第4条の規定による手数料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、教育の目的のために検査を依頼するとき。

(2) 国又は地方公共団体が、その所有する魚類の移動又は放流による地域振興の目的のために検査を依頼す

るとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、検査依頼書(様式第1号)の提出の際に、栽培漁業センター手数料減免申請書(様式第2号)を所長に提出しなければならない。

(手数料の還付)

第7条 条例第5条ただし書の規定による手数料の還付は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 手数料を納付した者が、その責めに帰することができない事由により第4条の規定により検査の承諾を取り消されたとき。

(2) 前号に規定するもののほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第5条ただし書の規定により手数料の還付を受けようとする者は、栽培漁業センター手数料還付申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条、第6条関係)

検 査 依 頼 書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所
フリガナ
氏 名

㊟

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり魚類に係る疾病の検査を依頼します。

1 検査対象種(種類及び個体数)	
2 検査項目(魚病検査名)	
3 検査目的	(1) 輸出(相手国名) (2) 国内流通 (3) その他(具体的に)
4 検査証明書の交付希望年月日	年 月 日
5 検査証明書必要枚数	(1) 日本語版()枚 (2) 英語版()枚
6 検査対象魚の経歴	(1) 自家生産 (2) 購入 (3) その他(具体的に)
7 検査対象魚の加温飼育の有無	有 ・ 無

	「有」の場合：()、()日間
8 その他の事項	

鳥取県収入証紙				
---------	--	--	--	--

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

備考

- 1 該当項目は で囲み、()内に所要の事項を記入すること。
- 2 検査証明書の交付希望年月日は、依頼者の希望どおりとならない場合もあること。
- 3 検査のためにコイを提出する場合にあっては、20 以上の水温で1週間以上飼育したものを提出すること。
- 4 この検査の結果により、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2条第2項に規定する特定疾病について陽性と判定された場合には、依頼を受けた検査に引き続き同法に基づく手続を行うこと。

添付書類

- 1 検査物件が輸出を目的としたものであり、かつ、検査物件に係る検査証明書の様式が輸出先国により指定されている場合にあっては、当該輸出先国が指定する検査証明書及びその日本語訳
- 2 検査対象魚の経歴が自家生産である場合にあっては、過去6箇月間の魚類に係る疾病の発生の状況を記載した書類
- 3 国が指定する団体で検査を受けた場合にあっては、当該団体が作成した検査証明書

様式第2号（第6条関係）

栽培漁業センター手数料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所
フリガナ
氏 名

印

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり手数料の減免を申請します。

1 手数料の減額又は免除の別	減 額 ・ 免 除
2 減免の項目	
3 減免の申請理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号 (第7条関係)

栽培漁業センター手数料還付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

㊤

(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、次のとおり手数料の還付を申請します。

1 検査の承諾の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 検査の依頼内容	
3 既納付の手数料	(1) 納付年月日 年 月 日 (2) 納付額 円
4 還付請求金額	円
5 還付の申請理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

